りゅうぎんまかせて新聞

2008（平成20年）12月
第11号

発行／琉球銀行
総合企画部地域貢献室
〒900-0015那覇市久茂地1-11-1
（大代表）
TEL098（866）1212
ホームページ
http://www.ryugin.co.jp/
メールアドレス
ryugin@ryugin.co.jp

りゅうぎんの目指す将来像
「問題解決型銀行」

「問題解決型銀行」とは、文字通り地域、企業、個人のお客さまの問題や課題を発見し、解決していく、りゅうぎんの銀行像です。りゅうぎんは、問題解決型金融機能の強化を図り、多様なサービスを提供することにより地域、企業、お客さまとともに、持続的な成長を図ることを目指しております。

琉球銀行は、二〇〇八年七月、九州地銀で初めて住宅ローン相談カー「ハローバンク1号」を導入しました。

出発式の大城頭取(右)と林ダイレクト営業部長

琉球銀行は、これまでの来店誘致型の住宅ローンセンターや店舗に加えて、お客さまのところへ出向き、住宅ローンや教育ローンなどさまざまなローンのご相談に対応することができる住宅ローン相談カー「ハローバンク1号」を導入しました。

住宅ローン相談カー「ハローバンク1号」は、車両内に相談カウンターを設置してゆっくりご相談いただける仕様となっており、ローン返済額等についても搭載しているパソコンによりシミュレーションが可能です。「ハローバンク1号」は、店舗同様の相談サービスを提供でき、週末の土曜日、日曜日を中心に県内各地の住宅展示場、マンションモデルルーム、完成住宅見学会、その他住宅関連イベントなどに出張しています。その利便性からお客さまの反応も上々で、すでに多くの相談実績があがっています。

琉球銀行は、住宅を取得する皆さまニーズに応え、利便性向上に努めてまいります。

いろいろな場所でご相談を受け付けています

「住宅ローン相談カーの問い合わせや出張申し込み」はこちらまで！
琉球銀行ダイレクト営業部
那覇住宅ローンセンター
フリーコール 0120-41-1924

ハローバンク1号内での相談の様子

琉球銀行の地域貢献についての考え方（基本スタンス）

琉球銀行は、地方銀行の基本的な使命は「地域の金融インフラを支える存在として、円滑な資金供給と金融サービスを提供することにある」と認識し、本業である銀行業務を通じた地域貢献こそが、地方銀行本来のあり方と考えています。こうした基本理念に基づき、琉球銀行は県民からお預かりした預金の大部分を県内の中小企業・個人の皆さまに供給し、県経済・社会の発展に貢献しています。

同時に、地方銀行には、地域社会に根ざした良き企業市民として社会的責任を果たすことが求められており、琉球銀行は教育・芸術・文化・スポーツ振興支援や福祉・環境保護活動などのほか、さまざまなボランティア活動にも積極的に取り組んでいます。

琉球銀行は、こうしたバランスの取れた地域貢献活動により、地域とともに持続的な発展を目指します。

りゅうぎんまかせて新聞 第十一号（二〇〇八年十二月号）発行

二〇〇五年三月、金融庁は「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を公表し、全国の地域金融機関は、二〇〇五、六年度の二年間に、地域密着型金融の一層の推進に取り組むことになりました。

さらに、二〇〇七年からは、「地域密着型金融」が恒久的な取り組みになり、各金融機関が独自性を出した活動を推進することになりました。

同時に、地域金融機関には、中小企業再生等に向けての取り組み、地域経済における経済的役割や存在意義、企業市民としての活動などを分かりやすい形で、地域のお客さまに情報提供することが求められています。

琉球銀行では、こうした情報を提供する新しい情報開示手段として「りゅうぎん まかせて新聞」を二〇〇三年十二月より発行しており、今回の発行で十一回目となりました。

二〇〇八年十二月号も、写真やイラストを増やし、分かりやすい紙面構成を心がけました。さらに、お客さまに役立つ情報を中心に、琉球銀行の活動をいろいろな角度から紹介しています。

引き続き、本紙を年二回の頻度で発行しますので、ご愛読のほどよろしくお願いします。

【解説】地域密着型金融

「地域密着型金融」とは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより、顧客に関する情報を蓄積し、この情報をもとに貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」と定義されます。

その本質は、金融機関が、長期的な取引関係に基づく質の高い対面交渉などを通じて、早い時点で取引先の経営改善に取り組むとともに、中小企業金融における貸出機能の強化により、自身の収益向上を図ることにあります。

また、金融機関と中小企業のリスクの共同管理やコストの共同負担という基本的方向性を踏まえながら、相互の信頼関係のもと、情報開示を一層推進し、借り手と貸し手の双方の健全性の確保を目指すことにあります。